

熱塩加納地区小学校統合準備委員会設置要綱

(設 置)

第1条 熱塩小学校と加納小学校の統合を円滑に実施するため、熱塩加納地区小学校統合準備委員会（以下『委員会』という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 統合に伴う学校の名称、校歌、校章等の選定に関すること。
- (2) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

(組織及び設置期間)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。

- 2 委員会の設置期間及び委員の任期は、前条の協議が終了するまでとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項に掲げる者のうちから委嘱又は任命された委員は、これらの者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部 会)

第6条 委員会は、特定の事項について検討するため、必要に応じて部会を設けることができる。

(庶 務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に開催する委員会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

別表（第 3 条関係）

No.	所 属 等
1	熱塩加納町行政区長会会長
2	熱塩加納町行政区長会副会長
3	熱塩小学校 P T A 会長
4	熱塩小学校 P T A 副会長
5	加納小学校 P T A 会長
6	加納小学校 P T A 副会長
7	すぎっここども園保護者会会長
8	すぎっここども園保護者会副会長
9	会北地区学校運営協議会会長
10	会北地区学校運営協議会副会長
11	熱塩小学校長
12	加納小学校長
13	すぎっここども園長
14	学識経験者